

電子申請の入力方法

CR包括登録:登録申請

2026/07/01
関東総合通信局
陸上第三課

トップページ > マイページ

マイページ

申請・届出

新規申請を開始 >

作成中の申請を再開 >

過去の申請を流用して作成 >

一括送信 >

各種照会

申請届出状況照会 >

過去申請履歴照会 >

納付情報照会 >

通知書照会 >

電子免許状等照会 >

アカウント管理

アカウント管理 >

委任管理 >

サポート

ご利用ガイド >

よくあるご質問 >

お知らせ

現在、お知らせはありません。

[お知らせ一覧を見る](#)

現在の申請・届出状況

現在、進行中の申請・届出はありません。

申請届出状況一覧を見る

作成中の申請を再開する

保有している電子免許状等

現在、保有している電子免許状等はありません。

電子免許状等一覧を見る

過去申請履歴一覧を見る

申請・届出を開始する

新規申請を開始

作成中の申請を再開

過去の申請を流用して作成

一括送信

「新規申請を開始」を押下

申請・届出を知る

電波利用 電子申請・届出システムで行える手続き、入力画面に表示される項目や手順の説明などを掲載しています。

各種申請一覧

無線局に関する申請・届出等の様々な手続き

技術基準適合証明等の報告に関する手続き

技適未取得機器に関する届出の手続き

申請の流れ

各種申請の流れ

免許状の受取方法

申請手数料等の納付方法

代理申請の方法

ご利用にあたって

初めてご利用の方

推奨環境

手順・操作方法

画面番号： SHN0011

トップページ > マイページ > 申請種別選択

申請種別選択

申請・届出

新規申請を開始 >

作成中の申請を再開 >

過去の申請を適用して作成 >

一括送信 >

各種照会

申請届出状況照会 >

過去申請履歴照会 >

納付情報照会 >

通知書照会 >

電子免許状等照会 >

アカウント管理

アカウント管理 >

委任管理 >

サポート

ご利用ガイド >

よくあるご質問 >

開始したい手続きの種類を以下から選択し、申請・届出を行ってください。

無線局に関する申請・届出等の様々な手続き

旧電子申請・届出システム（電子証明書方式）に相当します。電波利用に係る下記の申請・届出が行えます。
※ 以下の手続きは、パソコン専用です。スマートフォンやタブレットでは正常に表示・動作しない可能性があります。

申請・届出

無線局申請

特定無線局申請

登録局申請

特定無線局開設届（携帯電話基地局等）

登録検査等事業者等申請

その他の手続き

XMLファイルを読み込む

「登録局申請」を押下

その他

無線局情報入力支援機能

無線局に関する申請・届出等の様々な手続きの関連情報

各種申請の説明を確認する

よくあるご質問を確認する

操作手順を確認する

アマチュア局専用の簡易な手続き

万が一、「無線局に関する申請・届出等の様々な手続き」が表示されない場合は、以下のリンクを参照ください

利用サービスが追加されてない場合

利用サービスの追加の手順 | ご利用ガイド | 電波利用電子申請

法人アカウントでログインIDパスワードを利用の場合

ログイン方法の選択について | ご利用ガイド | 電波利用電子申請

解決しない場合の問い合わせ先

お問い合わせ | サポート | 電波利用電子申請

アマチュア局専用の簡易な手続きの関連情報

よくあるご質問を確認する

操作手順を確認する

技適未取得機器に関する届出の手続き

特例による無線機器を用いた実験等を行う場合の届出が行えます。
変更届出・廃止届出の手続きは、過去申請履歴照会画面で該当する届出を選択し、詳細画面から行ってください。

申請・届出

開設届出

技適未取得機器に関する届出の手続きの関連情報

各種申請の説明を確認する

よくあるご質問を確認する

操作手順を確認する

マイページへ戻る

画面番号： SHN0033

申請種別選択

申請種別選択

■ 申請種別選択

申請種別

登録局申請

個別／包括

必須

☐ 個別 ☒ 包括

宛先

必須

関東総合通信局長

担当部課

無線通信部陸上第三課

申請（届出）区分

必須

新設申請

無線設備の規格

必須

デジタル簡易無線局

無線局の種類コード

CR 簡易無線局

無線局の種類補足コード

X 補足なし

文書番号

ヘルプ

■ 免許等および処分通知等を受ける方法等について（確認）

必須

☒ すべて電磁的方法により閲覧します。

※ 電子免許状等（免許記録等）および「電子申請通知等」のシリアル（総務省無線利用電子申請）のマイページから状況確認画面（各種照会の電子免許状等照会画面）等により開

① 以下の内容を選択

- 個別/包括 : 包括
- 宛先 : *下記参照のこと
- 担当部課 : *下記参照のこと
- 申請(届出)区分 : 新設申請
- 無線設備の規格 : デジタル簡易無線局

～ 宛先・担当部課の補足 ～

登録申請の提出先は申請者の住所を管轄する総合通信局になります。
以下の総合通信局の管轄地域及び担当部課をご確認ください。

宛先	担当部課	管轄地域
関東 総合通信局長	無線通信部 陸上第三課	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
信越 総合通信局長	無線通信部 無線通信課	新潟、長野
東海 総合通信局長	無線通信部 陸上課	岐阜、静岡、愛知、三重
北陸 総合通信局長	無線通信部 無線通信課	富山、石川、福井
近畿 総合通信局長	無線通信部 陸上第三課	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国 総合通信局長	無線通信部 陸上課	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国 総合通信局長	無線通信部 無線通信課(陸上)	徳島、香川、愛媛、高知
九州 総合通信局長	無線通信部 陸上課	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
東北 総合通信局長	無線通信部 陸上課	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北海道 総合通信局長	無線通信部 陸上課	北海道
沖縄 総合通信事務所長	無線通信課(陸上)	沖縄

マイページに戻る

②「申請情報入力」を押下

申請情報入力

詳細ページ

申請 > 申請書 > 入力確認 > 入力完了

申請書

宛先 関東総合通信局長

担当部課 無線通信部陸上第三課

申請者

法人・団体・個人の別

☒ 法人 ☐ 団体 ☐ 個人

住所

都道府県 - 市区町村コード 13(東京都) - 13101(千代田区)

〒 (102 - 8795)

九段南1-2-1

氏名又は名称及び代表者氏名

(フリガナ) カントウソウゴウツウシンカブシキガイシャ カントウ タロウ

(漢 字) 関東総合通信株式会社 関東 太郎

自動入力

編集

「自動入力」を押下。修正が必要な場合は編集で修正

法人： 登記されている**本社(本店)住所**を入力すること
※工場・支店等では受付不可

団体： 「**団体名**」及び「**その団体の長**」で申請すること
※防災部長・会計部長等では受付不可

全体ページ

申請書

申請者情報

申請種別

申請内容

申請理由

申請書類

申請料

申請受付

申請完了

詳細ページ

代理人情報の入力は申請提出者が「申請者本人」の場合と「代理人」の場合で異なります

申請者自身による申請の場合

申請者自身による申請の場合は、「委任しない」を選択

■ 代理人情報

委任 ☒ 委任しない ☐ 委任する(電子委任状を含む) ☐ 委任する(電子委任状を含まない) ヘルプ

代理人による申請の場合

- ① 代理人による申請の場合は、「委任する」を選択
 - * 電子的に委任する場合は、「電子委任状を含む」
 - * 書面の委任状により委任する場合は、「電子委任状を含まない」

■ 代理人情報

委任 ☐ 委任しない ☒ 委任する(電子委任状を含む) ☐ 委任する(電子委任状を含まない) ヘルプ

・ 代理人情報明細 ヘルプ

追加

② 「追加」を押下し、代理人情報明細を追加

③ 書面の委任状により委任する場合は、添付書類に委任状を追加

全体ページ



登録申請

全体ページ

申請書

欠格事由 必須 ☐ 有 ☒ 無

2年以内に電波法に違反していない場合には、「無」を選択

[illegible]

申請書 - 無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲

詳細ページ

全体ページ

■ 無線局に関する事項

無線設備の規格

デジタル簡易無線局

無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲

ヘルプ

追加

編集

複製

削除

全削除

全総合通信局（全国）

全都道府県

▲

▼

選択	設備設置区分	総合通信局	都道府県	市区町村
----	--------	-------	------	------

■ 無線局に関する事項

無線設備の規格

デジタル簡易無線局

無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲

ヘルプ

追加

編集

複製

削除

全削除

全総合通信局（全国）

全都道府県

▲

▼

選択	設備設置区分	総合通信局	都道府県	市区町村
1	☐	移動範囲	関東総合通信局	
2	☐	移動範囲	信越総合通信局	
3	☐	移動範囲	東海総合通信局	
4	☐	移動範囲	北陸総合通信局	
5	☐	移動範囲	近畿総合通信局	

②「移動範囲」が追加されているか確認
※「11 沖縄総合通信事務所」まで追加されます

申請書

無線設備の規格

デジタル簡易無線局

無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲

ヘルプ

追加

編集

複製

削除

全削除

全総合通信局（全国）

全都道府県

▲

▼

選択	設備設置区分	総合通信局	都道府県	市区町村
1	☐	移動範囲	関東総合通信局	
2	☐	移動範囲	信越総合通信局	
3	☐	移動範囲	東海総合通信局	
4	☐	移動範囲	北陸総合通信局	
5	☐	移動範囲	近畿総合通信局	

請書

[illegible]

全体ページ

[illegible]

③ 周波数1に戻ります

全体ページ

周波数1

周波数詳細1

全体ページ

[illegible]

全体ページ

周波数1

周波数詳細2

[全体ページ](#)

The screenshot shows the 'Waveform' (周波数1) window. It contains two empty plots for '波形1' (Waveform 1) and '波形2' (Waveform 2). The '波形1' plot has a y-axis scale of 10.0 and a time scale of 1.0. The '波形2' plot has a y-axis scale of 10.0 and a time scale of 1.0. The window also includes a '波形名称' (Waveform Name) field and a '波形颜色' (Waveform Color) dropdown menu.

全体ページ

[illegible]

電圧周波数変換

周波数 電圧 単位

電圧周波数変換2

周波数 電圧 単位

検索

ページ

全体ページ

周波数2

周波数詳細1

周波数管理

周波数詳細1

周波数管理 100 100.0 100.0

周波数 100 単位 MHz 周波数帯域 100.0 周波数帯域幅 100.0

検索

申請書 > □周波数情報

詳細ページ

申請 > 申請書 > 入力確認 > 入力完了
↳ 周波数(子)-2

■ 周波数情報

・ 電波の型式等情報 [ヘルプ](#)

追加

複製

削除

↑

↓

選択	占有周波数帯幅	電波の型式

・ 周波数詳細 [必須](#) [ヘルプ](#)

①「周波数詳細」が追加されているか確認

選択	周波数情報	周波数の注
1	☐	351.10625MHz〜351.19375MHz 6.25kHz間隔 15波

②「1W」と入力

空中線電力 [必須](#) W [ヘルプ](#)

条件等

8/2500

[ヘルプ](#)

キャンセル

③「OK」を押下

OK

④ 申請書に戻ります

全体ページ

申請書

申請書

周波数2

申請書

[illegible]

登録申請

[詳細ページ](#)

全体ページ

[illegible]

詳細ページ

全体ページ

送付先の入力は、納入告知書の希望する送付先が「申請者住所」の場合と「申請者住所以外」の場合で異なります

申請者住所への送付を希望する場合

■ 電波利用料

☐ 電波法第103条の2第14項に該当

・ 電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）

（☒ 申請者と同一のため記載を省略します。）

編集

削除

チェック不要

市区町村コード

住所

〒（ ）

部署名

(フリガナ)

(漢 字)

申請者住所への送付を希望する場合はボックスにチェック

申請者住所「以外」への送付を希望する場合

■ 電波利用料

☐ 電波法第103条の2第14項に該当

・ 電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）

（☐ 申請者と同一のため記載を省略します。）

編集

削除

チェック不要

市区町村コード 13 (東京都) - 13101 (千代田区)

住所

〒 (102 - 8795)

九段南1-2-1

部署名

(フリガナ) ムセンブ ムセンカ

(漢 字) 無線部 無線課

申請者住所以外への送付を希望する場合は編集から入力



登録申請

[詳細ページ](#)

申請内容に関する問い合わせ先を入力
※日中連絡が可能な連絡先を入力

申請書

[illegible]

[詳細ページ](#)

■ 添付書類 ヘルプ

追加 編集 削除 ▲ ▼

▼ ファイル名 ▼ 通信欄 ▼

追加不要

①「次ページ」を押下

マイページに戻る 次ページ 一時保存 入力完了

①「次ページ」を押下

[次ページ](#)

一時保存

入力完了

全体ページ

[illegible]

詳細ページ

全体ページ

申請 > 申請書 > 入力確認 > 入力完了

別表第二号の五 P1

12

無線局事項書及び工事設計書(別表第二号の五)

無線局の種類

種別	簡易無線局
種別補足	補足なし

4 運用開始の予定期日

① 無線機を使用開始する見込みの日にちを入力

運用開始の予定期日 必須 令和 7 年 10 月 1 日

5 希望する登録の有効期間

② 最長有効期間(5年)を希望する場合は入力不要
*5年よりも短い有効期間を希望する場合に入力

希望する登録の有効期間 年 月 日

6 開設の目的

目的 必須 簡易な業務 ヘルプ

開設の目的コード1 必須 一般業務用

開設の目的コード2

開設の目的コード3

開設の目的コード4

③ 以下の内容を入力/選択
目的 : 簡易な業務
開設の目的コード : 一般業務用

無線局の目的・通信事項一覧 ヘルプ

追加 編集 複製 削除

選択	コード	無線局の目的	通信事項
追加不要			

9 備考

見込み開設局数 必須 2 局 ヘルプ

備考 0/2500 ヘルプ

④ 使用予定の無線機の台数を入力
*実際の運用時に、この数と一致せずとも問題ありません

⑤ 「入力完了」を押下

マイページに戻る 前ページ 一時保存 入力完了

申請書

無線局事項書及び工事設計書(別表第二号の五)

無線局の種類

4 運用開始の予定期日

5 希望する登録の有効期間

6 開設の目的

無線局の目的・通信事項一覧

9 備考

事項書

無線局事項書及び工事設計書(別表第二号の五)

無線局の種類

4 運用開始の予定期日

5 希望する登録の有効期間

6 開設の目的

無線局の目的・通信事項一覧

9 備考

登録局申請

■ 一時保存

ここまで入力したデータを一時保存する場合は、
一時保存名を入力して、「入力内容を保存する」ボタンを押してください。
一時保存名を入力しない場合、「タイトル未設定」として保存されます。
一時保存した申請を再開する場合は、「作成中の申請を再開」から保存時の一時保存名を選択してください。

一時保存名

タイトル未設定

ヘルプ

入力内容を保存する

■ 送信確認

データを送信する場合は、「送信」ボタンを押してください。
入力内容を確認・印刷する場合は、「内容確認」ボタンを押してください。
内容を修正する場合は、「編集」ボタンを押してください。

編集

チェック状態	済
申請者名	関東総合通信株式会社
宛先	関東総合通信局長

※ チェック状態が「未」となっているデータは、入力画面で「入力完了」ボタンを押していないため
データ・チェックが行われていません。
「送信」する場合は「編集」ボタンから画面を開き、

内容確認後、「送信」を押下

ください。

マイページに戻る

送信

内容確認

登録申請の提出完了です。
職員による審査をお待ちください。